

幼保連携型認定こども園の設置等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、幼保連携型認定こども園に係る、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づく設置及び廃止又は休止並びに、法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）に基づく届出等に関する事務の取扱いについて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年千葉県規則第28号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置認可申請（届）の手続

- 1 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を除く。以下この項において同じ。）の設置認可申請の手続
 - (1) 私立幼保連携型認定こども園の設置認可申請を行う者は、法第17条第1項及び施行規則第15条第1項の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設を設置する市町村を經由して知事へ提出すること。
 - (2) 市町村長は法第17条第5項の規定により、知事から私立幼保連携型認定こども園の設置認可に係る協議があった場合には、別表1の2に掲げる書類を知事へ提出すること。
- 2 公私連携幼保連携型認定こども園の設置届の手続
 - (1) 公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を行う者は、法第34条第3項の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設を設置する市町村を經由して知事へ提出すること。
 - (2) 設置届を受け付けた市町村は、届出内容を審査の上、当該設置届と別表1の2に掲げる書類を知事へ提出すること。
- 3 公立幼保連携型認定こども園の設置届の手続

公立幼保連携型認定こども園の設置の届出を行う市町村は、法第16条及び施行規則第15条第1項の規定により、別表2に掲げる書類を知事へ提出すること。

第3 内容変更届の手続

- 1 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）の内容変更届の手続

(1) 私立幼保連携型認定こども園の園地、園舎その他設備の規模及び構造、利用定員等の運営方法、代表者、園長等を変更しようとする設置者は、法第29条第1項又は施行規則第15条第2項の規定により、別表3に掲げる書類を、施設の所在する市町村を經由して知事へ提出すること。

(2) 変更届を受け付けた市町村は、変更内容を確認の上、当該変更届に意見書を添えて知事へ提出すること。

2 公立幼保連携型認定こども園の内容変更届の手續

公立幼保連携型認定こども園の園舎その他設備の規模及び構造、利用定員等の運営方法、園長等を変更しようとする市町村は、法第29条第1項又は施行規則第15条第2項の規定により、別表4に掲げる書類を知事へ提出すること。

3 関係法令等の遵守

幼保連携型認定こども園の内容変更を行うに当たっては、法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号）、幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準、その他関係法令に定める要件を遵守すること。

第4 廃止（休止）認可申請（届）の手續

1 私立幼保連携型認定こども園の廃止又は休止認可申請の手續

(1) 私立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする設置者は、法第17条第1項及び施行規則第17条の規定により、別表5に掲げる書類を、施設の所在する市町村を經由して知事へ提出すること。

(2) 申請書を受け付けた市町村は、申請内容を確認の上、当該申請書に意見書を添えて知事へ提出すること。

2 公立幼保連携型認定こども園の廃止又は休止届の手續

公立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする市町村は、法第16条及び施行規則第17条の規定により、別表6に掲げる書類を知事へ提出すること。

第5 設置者変更認可申請（届）の手續

1 私立幼保連携型認定こども園の設置者変更認可申請の手續

(1) 私立幼保連携型認定こども園の設置者を変更する場合、新たな設置者は法第17条第1項及び施行規則第18条の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設の所在する市町村を經由して知事へ提出すること。

(2) 申請書を受け付けた市町村は、申請内容を確認の上、当該申請書に意見書を添えて知

事へ提出すること。

2 公立幼保連携型認定こども園の設置者変更届の手續

公立幼保連携型認定こども園の設置者を変更する場合、新たな設置者である市町村は、法第16条及び施行規則第18条の規定により、別表2に掲げる書類を知事へ提出すること。

第6 運営状況の報告の手續

幼保連携型認定こども園の運営の状況を報告しようとする設置者は、法第30条第1項の規定により、運営状況報告書（施行細則第十二号様式）に関係書類を添えて知事へ提出すること。

第7 その他

1 軽微な利用定員の変更

施行規則第28条第1号で規定する軽微な変更として知事が定める数は、保育を必要とする子どもの利用定員及び保育を必要とする子ども以外の利用定員のそれぞれ10分の1以内とする。

2 用紙の大きさ

申請書等の用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

3 提出部数

知事に提出する書類の部数は、1部とする。

4 提出期限

設置認可申請（届）及び設置者変更認可申請は、県が別途定める期日まで、廃止・休止認可申請（届）は、原則として予定年月日の3か月前までに提出すること。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月19日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和2年6月11日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和3年3月29日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日に一部改正する。

附 則

この要領は、令和5年8月23日に一部改正する。

別表1の1 私立幼保連携型認定こども園設置認可申請（公私連携幼保連携型認定こども園設置届、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請）提出書類

1 申請書(届出書)	幼保連携型認定こども園設置認可申請書（施行細則第七号様式）、公私連携幼保連携型認定こども園設置届（施行細則第十三号様式）又は幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（施行細則第九号様式）	
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等(※1)	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 公図の写し	
	(5) 不動産賃貸借契約書写し	
	(6) 賃借料の水準に関する書類	
	(7) 貸主の印鑑登録証明書	
	(8) 住居表示を証明する書類	
3 園地、園舎その他設備(※2)	(1) 園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第2号様式）	
	(2) 園舎の配置図、平面図及び立面図	
	(3) 仕上表	
	(4) 写真	
	(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料	
	(6) 教育及び保育に必要な医薬品及び医療品一覧	
4 幼保連携型認定こども園の運営関係	(1) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）	
	(2) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画	
	(3) 指導計画	
	(4) 日課表	
	(5) 学級編制等に関する調書（別紙第3号様式）	
	(6) 子育て支援事業に関する調書（別紙第4号様式）	
	(7) 学校保健計画	
	(8) 学校安全計画	
5 法人格等	(1) 法人調書（別紙第5号様式）	
	(2) 定款、寄附行為その他法人の規約	
	(3) 法人登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 印鑑登録証明書	
	(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙第6号様式）	
6 経営者及び職員	(1) 役員について	①役員（評議員）名簿（別紙第7号様式）
		②理事長の履歴書（又は経歴書）写し
	(2) 園長について	①園長等選任理由書（別紙第8号様式）
		②履歴書（又は経歴書）写し
		③資格証明書写し
		④雇用契約書等写し
	(3) 副園長又は教頭について	①園長等選任理由書（別紙第8号様式）
		②履歴書（又は経歴書）写し
		③資格証明書写し

		④雇用契約書等写し
	(4) 職員について	①職員名簿 (別紙第9号様式)
		②雇用契約書等写し
		③資格証明書写し
		④調理業務委託契約書等写し
	(5) 学校医、学校歯科医及び 学校薬剤師について	①契約書写し
		②資格証明書写し
7 財務・資産状況	(1) 直近3期の決算書(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに代わるもの)	
	(2) 事業開始年度における予算書	
	(3) 預金残高証明書	
8 法人の規程等	(1) 経理規程	
	(2) 就業規則	
	(3) 育児・介護休業規程	
	(4) 給与規程・旅費規程	
	(5) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画	
	(6) その他規程等	
9 関係法令等に基づく届出等	(1) 消防機関関係	①消防計画写し
		②消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書写し
	(2) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの	
	(3) 土地利用に関する法令上の規制が解除されていることを証する書面写し	
	(4) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	
10 理事会等の議事録写し		
11 その他知事が必要と認める書類		

※1 「(5) 不動産賃貸借契約書写し」から「(7) 貸主の印鑑登録証明書」については、土地又は建物の貸与を受ける場合に提出すること。

※2 「(3) 仕上表」は保育室等を3階以上に設置する場合、「(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料」は該当する場合に提出すること。

別表1の2 私立幼保連携型認定こども園設置認可申請（公私連携幼保連携型認定こども園設置届）
に係る市町村提出書類

1	意見書
2	小学校就学前の子どもに関する調書（別紙第10号様式）
3	市町村と法人が締結した協定書の写し（公私連携幼保連携型認定こども園設置届のみ）

別表2 公立幼保連携型認定こども園設置届（幼保連携型認定こども園設置者変更届）提出書類

1	届出書	幼保連携型認定こども園設置届（施行細則第四号様式）又は幼保連携型認定こども園設置者変更届（施行細則第六号様式）
2	施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	（1）事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）
		（2）施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）
		（3）住居表示を証明する書類
3	園舎その他設備	（1）園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第2号様式）
		（2）園舎の配置図、平面図及び立面図
4	幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）	
5	学級編制等に関する調書（別紙第3号様式）	
6	子育て支援事業に関する調書（別紙第4号様式）	
7	園長の履歴書（又は経歴書）写し	
8	職員名簿（別紙第9号様式）	
9	幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（条例案）	
10	歳入歳出予算書抄本（予算書抄本案）	

別表3 私立幼保連携型認定こども園内容変更届提出書類

提出書類		変更事由							
		園舎・設備	定員	園則	園長	代表者	法人名称又は所在地	施設所在地	施設名称
1 幼保連携型認定こども園内容変更届（施行細則第十一号様式）		○							
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	△						○	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）							○	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	△						○	
	(4) 公図の写し							○	
	(5) 不動産賃貸借契約書写し	△						△	
	(6) 賃借料の水準に関する書類	△						△	
	(7) 貸主の印鑑登録証明書	△						△	
	(8) 住居表示を証明する書類							○	
4 園舎その他設備	(1) 変更前後の園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第11号様式）	○	○					○	
	(2) 変更前後の園舎の配置図、平面図及び立面図	○	○					○	
5 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）			○	○				○	○
6 法人格	(1) 定款、寄附行為その他法人規約						○		
	(2) 法人登記簿履歴事項全部証明書						○		
7 経営者及び職員	(1) 理事長の履歴書（又は経歴書）写し					○			
	(2) 園長について	①園長等選任理由書（別紙第8号様式）				○			
		②履歴書（又は経歴書）写し				○			
		③資格証明書写し				○			
		④雇用契約書等写し				○			
(3) 職員について	①職員名簿（別紙第9号様式）		○						
8 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し又はこれらに代わるもの		△						○	
9 理事会等の議事録写し					○	○	○		○
10 その他知事が必要と認める書類		○							

- ※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。
 ※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。
 ※3 表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。
 ※4 定員とは、認可申請等に係る認可定員をいう。

別表4 公立幼保連携型認定こども園内容変更届提出書類

提出書類		変更事由					
		園舎・設備	定員	園則	園長	施設所在地	施設名称
1 幼保連携型認定こども園内容変更届（施行細則第十一号様式）		○					
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	△				○	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）					○	
	(3) 住居表示を証明する書類					○	
3 園舎その他設備	(1) 変更前後の園舎その他設備の規模及び構造（別紙第11号様式）	○	○			○	
	(2) 変更前後の園舎の配置図、平面図及び立面図	○	○			○	
4 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）			○	○		○	○
5 園長及び職員	(1) 園長について	①履歴書（又は経歴書） 写し			○		
	(2) 職員について	①職員名簿（別紙第9号様式）		○			
6 その他知事が必要と認める書類		○					

- ※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。
- ※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。
- ※3 表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。
- ※4 定員とは、設置届に係る定員をいう。

別表5 私立幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請提出書類

1 申請書	幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（施行細則第八号様式）
2 廃止又は休止を決定した理事会等の議事録の写し	

別表6 公立幼保連携型認定こども園廃止（休止）届提出書類

1 届出書	幼保連携型認定こども園廃止（休止）届（施行細則第五号様式）
2 廃止を議決した条例（条例案）（廃止の場合）	
3 休止の決定がされたことが分かるもの（休止の場合）	

別紙第1号様式

事業の用に供する不動産の一覧表

種 別	所在地	面積 (㎡)	所有形態	登記 の 有無	第三者所有の 場合その氏名	備考
土 地			自己所有 地上権 (期間 年) 賃貸借 (期間 年)			
建 物			自己所有 賃貸借 (期間 年)			

(注) 記載に係る不動産を担保に供している場合は、備考欄にその旨記載すること。

園地、園舎その他設備の規模及び構造

1 土地及び建物の規模及び構造

園地面積		0.00m ²
建物の構造		●●●●造●階建
建築面積		0.00m ²
園舎面積	面積	0.00m ²
	必要面積	0.00m ²
園庭	面積	0.00m ²
	必要面積	0.00m ²
	敷地内・外等の状況	

2 乳児室、保育室等

室名		室数	有効面積	定員	1人当たり有効面積	備考
乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	
	1歳	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	
	0歳～1歳	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	0歳～1歳を同室とする場合
	計	0	0.00m ²	0人		
保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	
	3歳	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	
	4歳	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	
	5歳	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	
	●歳～■歳	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	●歳～■歳を同室とする場合
	遊戯室	0	0.00m ²	0人	0.00m ² /人	
	計	0	0.00m ²	0人		

3 各設備等

設備の区分	設置の有無	備考
保健室		
調理室		
便所		個数:大●個、小●個
飲料水用設備		
手洗用設備		
足洗用設備		
調乳室		
沐浴室		
調理室前室		
食品保管庫		
下処理室		
事務室(職員室)		
休憩室		
職員用便所		
子育て支援事業室		事業名:●●●●事業

(注) 1 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。

2 保健室を事務室等と兼用する場合は、保健室の備考欄に兼用する室名を記載すること。

別紙第3号様式

学級編制等に関する調書

	学級数	クラス名	定員		担当保育教諭名 (補助者名)
			1号認定	2・3号認定	
0 歳 児		(1)			
		(2)			
		小計		人	
1 歳 児		(1)			
		(2)			
		小計		人	
2 歳 児		(1)			
		(2)			
		小計		人	
3 歳 児	学級	(1)			
		(2)			
		小計	人	人	
4 歳 児	学級	(1)			
		(2)			
		小計	人	人	
5 歳 児	学級	(1)			
		(2)			
		小計	人	人	
合計	学級	クラス	人	人	

(注) クラス名は「〇〇組」等を記載すること。なお、クラス名を定めていない場合は「〇歳児クラス①」、「〇歳児クラス②」のように記入すること。

子育て支援事業に関する調書

【事業名】	
【内容】 ※法施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業とすること。	
【開設日・時間】	
【地域の需要の把握及び利用見込み児童数】	
【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮、地域の期間及び人材等の活用など)	
【対象】	
【実施体制（場所、職員の配置状況等）】	
【利用料】	
法施行規則第2条各号以外の子育て支援事業	
事業名	
事業概要	【実施内容等】

※ 実施する子育て支援事業については、適宜パンフレット等事業の内容が分かるものを添付すること。

(補足) 別紙第4号様式の作成について

実施する子育て事業については、以下の認定こども園法施行規則に掲げる事業に該当していること。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
(法第二条第十二項の主務省令で定める事業)

第二条法第二条第十二項の主務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- 四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- 五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

別紙第5号様式

法人調書

1 名 称

2 事務所の所在地

主たる事務所

従たる事務所

3 設立認可年月日 年 月 日

4 設立登記年月日 年 月 日

5 役員 (理事 名、監事 名)

6 評議員 (名)

7 現在経営している学校及び社会福祉施設の状況

施設等種別	名称	所在地	事業開始年月日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

千葉県知事

様

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

印

幼保連携型認定こども園の設置に当たり、下記に該当しない者であることを誓約します。

記

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号)

- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第二十二条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の原因となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。五申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者
 - ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の原因となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）
 - ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

幼保連携型認定こども園の設置者の欠格事由に該当しない旨の誓約書の政令、省令該当箇所

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令

(法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）
- 二 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）
- 三 教育職員免許法（昭和三十四年法律第百四十七号）
- 四 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）
- 五 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和三十二年法律第三十号）
- 七 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
- 八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
- 九 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
- 十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 十二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- 十三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
- 十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）

(法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二条 法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和三十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第二百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

(法第十七条第二項第三号ただし書の主務省令で定める認可の取消しに該当しないこととすることが相当

であると認められるもの)

第十九条 法第十七条第二項第三号ただし書の主務省令で定める同号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、法第三十四条第一項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園にあっては市町村の長とし、法第三十五条第一項及び第三十七条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務をこども家庭庁長官及び文部科学大臣が行う場合にあってはこども家庭庁長官及び文部科学大臣とする。）が法第十九条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該幼保連携型認定こども園の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第十七条第二項第七号ハの主務省令で定める同号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

(法第十七条第二項第五号の規定による聴聞決定予定日の通知)

第二十条 法第十七条第二項第五号の規定による通知をするときは、法第十九条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

園長等選任理由書

園長・副園長・教頭の別 (○で囲う)	園長	副園長	教頭
氏名		年齢	才
最終学歴 (卒業学校・学部名等)		主な職歴	
就任(予定)年月日	年 月 日(就任・予定)		
資格要件 の区分	<p>次の1又は2のいずれかの要件を満たす者であること</p> <p><input type="checkbox"/> 1 (1) 及び (2) を満たす。</p> <p>(1) 教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている。</p> <p>(2) 学校、児童福祉施設等での勤務経験が5年以上。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 上記1と同等の能力を有する者として設置者が認める場合 { 同等の能力を有すると判断する理由(具体的に) }</p>		
勤務経験	学校等：	年	月
	児童福祉施設等：	年	月
選任する理由(※)			
教育及び保育に関する知識・経験			
教育及び保育に対する熱意			
施設運営能力 管理能力等			
選任の経緯 (理事会の審議内容等)			

(補足) 別紙第8号様式の作成について

園長等を決定する場合には、必ず就任予定の園長等が以下の要件に該当するか必ず確認すること。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
(幼保連携型認定こども園の園長の資格)

第十二条 園長の資格は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長(幼保連携型認定こども園の園長を含む。)の職

二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授(学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。)、助教、副校長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。))及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員(以下この条において「教員」という。)の職

三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員(学校教育法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百五号)による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。))及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。)の職

四 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

八 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法(以下この号において「旧児童福祉法」という。))第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。))において矯正教育又は指導を担当する者(旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院(同法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。))において指導を担当する者を含む。)の職

九 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職

十 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定す

る連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職
十一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

十二 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職

十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職

十四 家庭的保育事業等における事務職員の職

十五 第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

十六 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

第十三条 国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であつて、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。

（幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格）

第十四条 前二条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

○学校教育法

〔校長、教員の欠格事由〕

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

職員名簿

経験年数は、申請日(令和●年●月●日)現在

職名	氏名	勤務形態	(非常勤・兼任の場合)本務の所定労働時間		従事内容	生年月日	経験年数		申請日時点の勤務状況・職	給料(月額)		備考
			週●日	1日●時間			資格	業務		年数	本俸	
保育教諭	●●●●	非常勤	週●日	1日●時間	●歳児担任	S●●●●	施設長	3年 0月	(例)認可保育所施設長、保育士、幼稚園教諭、会社員、学生、在家庭	本俸	●●円	(例)兼任先:●●保育園など
		兼任	(兼)●●業務		幼稚園教諭 保育士		保育教諭	10年 3月		●●手当(●●円)、●●手当(●●円)、●●手当(●●円)		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		
										本俸		
										諸手当		

(注)

- 職名欄は園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、調理員、事務員等を記入すること。
- 勤務形態欄は、常勤・非常勤の別、専任・兼任の別を記入すること。非常勤・兼任の場合は、本務の所定労働時間を、兼任の場合は、兼任業務内容を記入すること。
- 資格欄は、幼稚園教諭、保育士、養護教諭、栄養教諭、調理師、栄養士、看護師等の資格名を記入すること。(主なもの2つまで)
- 従事内容欄は、担当する歳児、調理業務、事務等を記入すること。
- 経験年数欄は、以下のとおり算入すること。なお、一月に満たない期間については切捨てすること。
 - 常勤職員として勤務していた期間については、勤務期間を経験年数として計上すること。
 - 非常勤職員として勤務していた期間については、「一日6時間以上かつ月20日以上」勤務していた期間について計上すること。
 - 施設長は、認可保育所(地域型保育事業所を含む)の施設長、認定こども園及び認可幼稚園の園長として勤務していた期間を記載すること。(施設長の経験年数は、保育士、幼稚園教諭等の経験年数には含めないこと。)
- 諸手当は、業務に関して支給する手当(例:役職手当(●●円)、職務手当(●●円)、資格手当(●●円)、処遇改善手当(●●円)、地域手当(●●円)等)の種類を記載すること。(業務以外に関して支給する手当(通勤手当、住宅手当、家族手当等)は記載しないこと。)

小学校就学前の子どもに関する調書

1 基本情報 (年4月1日現在)

区分	世帯数	人口 A	就学前の 子ども の数 B	B/A (%)	保育を必 要とする 子ども以 外の子ど もの数 C	C/B (%)	保育を必 要とする 子ども の数 D	D/B (%)
市町村 行政区域								
施設所 在区域								

※ 「施設所在区域」については、各市町村が子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定による、子ども・子育て支援事業支援計画で定めた区域のうち、設置施設が属する区域とする。(以下同じ。)

2 施設所在区域における保育を必要とする子どもの事由別内訳 (年4月1日現在)

事由	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
保育を必 要とす る子ど もの数											

3 施設所在区域における保育を必要とする子どもの年齢別内訳 (年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳～	計
人数							

4 設置施設における利用予定の子どもの数 (年 月 日現在)

区域内か らの利用	区域外か らの利用	利用予定の 子どもの数	内訳					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

※ カッコ書きで保育を必要とする子ども以外の子どもの数を記入すること。

(注)

本調書の時点は、直近の年の4月1日現在で入力してください。

例えば、令和4年4月1日開所予定で、令和3年11月30日に認可・認定申請書を提出する場合は、令和3年4月1日現在で入力してください。

5 市町村子ども・子育て支援事業計画における●●年度の施設所在区域の教育・保育の需要と供給

		保育を必要とする子ども以外の子どもの数	保育を必要とする子ども			
			3歳以上児		0歳	1～2歳
			教育ニーズ	保育ニーズ		
1 必要利用定員総数（量の見込み） ※当該年度の4月1日時点の「計画上の数値」を記載すること	①全区域					
	②当該区域					
2 現状の必要利用定員総数 ※計画上の数値から変動がない場合、上記の数値を転記すること ※計画上の数値から変動がある場合、その数値を記載すること	①全区域					
	②当該区域					
3 当該区域で、当該年度の4月1日時点の利用定員	①特定教育・保育施設					
	②確認を受けない幼稚園					
	③特定地域型保育事業所					
	④認可外保育施設（運営費等の支援を受けているもの）					
	⑤計		0	0	0	0
4 当該区域で、当該年度の4月1日時点で不足する数 ※「2の②」から「3の⑤」を差し引いた数値			0	0	0	0
5 当該区域で、当該年度に増加する利用定員数	①特定教育・保育施設					
	②確認を受けない幼稚園					
	③特定地域型保育事業所					
	④認可外保育施設（運営費等の支援を受けているもの）					
	⑤計		0	0	0	0
6 当該区域で、当該年度以降に確保を要する数 ※「4」から「5の⑤」を差し引いた数値			0	0	0	0
7 当該区域で、当該年度以降に増加する利用定員数（見込）	① 年度					
	② 年度					
	③ 年度					
	④ 年度					
	⑤計		0	0	0	0

(注)
 本調書の時点について、「●●年度」と記載されている箇所は、開所予定日の属する年度の計画の数値を入力してください。
 例えば、令和4年4月1日開所予定であれば、令和4年度の計画の数値を入力してください。また、先の例で言えば、左の表中「当該年度」は「令和4年度」のことになり、「当該年度以降」とは「令和5年度～」になります。

園地、園舎その他設備の規模及び構造

1 土地及び建物の規模及び構造

		変更前	変更後
園地面積		0.00㎡	0.00㎡
建物の構造		●●●●造●階建	●●●●造●階建
建築面積		0.00㎡	0.00㎡
園舎面積	面積	0.00㎡	0.00㎡
	必要面積	0.00㎡	0.00㎡
園庭	面積	0.00㎡	0.00㎡
	必要面積	0.00㎡	0.00㎡
敷地内・外等の状況			

2 乳児室、保育室等

		室名	室数	有効面積	定員	1人当たりの有効面積	備考
変更前	乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		0歳～1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	0歳～1歳を同室とする場合
		計	0	0.00㎡	0人		
	保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		3歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		4歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		5歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		●歳～■歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	●歳～■歳を同室とする場合
		遊戯室	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		計	0	0.00㎡	0人		
変更後	乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		0歳～1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	0歳～1歳を同室とする場合
		計	0	0.00㎡	0人		
	保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		3歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		4歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		5歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		●歳～■歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	●歳～■歳を同室とする場合
		遊戯室	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		計	0	0.00㎡	0人		

3 各設備等

設備の区分	設置の有無		備考
	変更前	変更後	
保健室			
調理室			
便所			個数:大●個、小●個
飲料水用設備			
手洗用設備			
足洗用設備			
調乳室			
沐浴室			
調理室前室			
食品保管庫			
下処理室			
事務室(職員室)			
休憩室			
職員用便所			
子育て支援事業室			事業名:●●●●事業

(注) 1 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。

2 保健室を事務室等と兼用する場合は、保健室の備考欄に兼用する室名を記載すること。